

令和7年

普通肥料生産数量・輸入数量等報告

e 肥料による提出要領

令和8年1月

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

## I 普通肥料生産数量・輸入数量等報告の提出方法等について

### 1 肥料情報システムを用いた報告について

肥料情報システム（以下「e肥料」という。）は、各種手続きのオンライン申請等のサービスを肥料事業者等に提供するシステムです。これまで、生産数量・輸入数量等報告は報告等様式（以下「様式」という。）によりご報告いただきましたが、令和5年の報告より、様式による報告に代えて e肥料による報告を選択することができるようになりました。

報告にあたっては、様式による報告又はe肥料による報告のいずれか1つの方法により報告してください。

なお、この報告等の対象は、農林水産大臣への登録に係る普通肥料及び届出に係る普通肥料（指定混合肥料を指す）となりますので、都道府県知事への登録及び届出に係る肥料については入力しないでください。

### 2 提出方法

#### (1) 報告の流れ

- ① 貴社（殿）の「ユーザー名」及び「パスワード」を入力し、e肥料にログインしてください。
- ② 「手続き」タブを選択し、「7. 報告手続き」から普通肥料（指定混合肥料を含む）の生産数量を報告する場合は「普通肥料の生産数量等の報告」を、登録輸入肥料の輸入数量、登録外国生産肥料の生産数量又は指定混合肥料の輸入数量を報告する場合は「普通肥料の輸入数量等の報告（国内管理人の報告）」を選択してください。

肥料登録システム

ホーム 肥料業者 **手続き**

**主要手続き**

- 肥料を新規登録する
- 登録有効期間を更新する
- 登録肥料の原料・工程を変更する
- 登録肥料の工場・保管施設を変更する
- 肥料登録を失効する
- 指定混合肥料の新規届出をする
- 指定混合肥料について変更する
- 相談事項を確認する
- 一括届出・受理証明発行をする

■ 行政からのメッセージ

- テスト報告徴収

■ 失効届出未提出の肥料

- 登録肥料
- 期限近いテスト(2023/08/10)

■ 未読のお知らせ

- 相談・申請の手続き
- テスト...

<システムを利用いただく肥料業者様へのお知らせ>  
(5月26日メンテナンス作業の調整中)

↓

<手続きの注意>

- 会社や工場の名称や住所を変更する場合は、「3.事業者情報、事業場情報(略称、賃借、委託を含む)」をご覧ください。
- 都道府県への申請は、「7.その他の手続き等」の申請様式から手続きを行ってください。

▶ 1.電子納付・肥料登録関係	▶ 5.品質管理計画の確認
▶ 2.指定混合肥料	▶ 6.外国生産肥料の輸入、肥料の輸出入用の証明書発行
▶ 3.事業者情報、事業場情報(略称、賃借、委託を含む)	▼ 7.報告手続き
▶ 4.製造工程確認(動物由来)	

ご報告の内容によって  
選択してください。

生産数量・輸入数量報告提出

- 普通肥料の生産数量等の報告
- 普通肥料の輸入数量等の報告(国内管理人の報告)
- 汚泥肥料関係の報告
  - と畜場から排出される汚泥の流通実態調査
  - と畜場から排出される汚泥を原料とする肥料の生産業者の帳簿(写し)の提出
  - 汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムに係る帳簿(写し)の提出

▶ 8.その他の手続き等

③ 各項目を入力し、画面下部の「保存」を押下してください(各項目の詳細は(2)において記載しています)。

(下図は「普通肥料の生産数量等の報告」の場合)

生産数量・輸入数量報告提出の編集

新規生産数量・輸入数量報告提出

保存 保存 & 新規 キャンセル

受理状況

レコードタイプ 普通肥料の生産数量等の報告提出 報告年月日  
受理状況 未送信 受理年月日  
差し戻し理由

情報

報告年 2023

業者情報

肥料業者 [ルックアップアイコンをクリック](#)

肥料情報

肥料の名称(登録肥料) 指定混合肥料の名称

生産情報

生産数量(t) 事業場

払出量(t)

販売数量 原料用(t)

原材料等コード

補助材入り --なし--  
堆肥等原料 --なし--  
農薬入り --なし--

システム情報

所有者 肥料業者【農水省】

保存 保存 & 新規 キャンセル

④ 入力内容を確認し、内容に誤りがない場合は「申請送信」を、修正される場合は「編集」を押下してください。

生産数量・輸入数量報告提出

00001030

✓ 生産数量・輸入数量報告提出が保存されました。

◀ 最後に開いたビュー: 生産数量・輸入数量報告提出

※F & 添付ファイル [0] | 相談: 申請の手続き [0]

生産数量・輸入数量報告提出の詳細

編集 申請送信 取り下げ 削除

⑤ 「申請送信」を押下すると、下図のとおり地方農政局等による受理待ちの状態になります。こちらの画面が表示されたことをご確認ください。

⑥ 肥料の銘柄ごとに②から⑤までの操作を行ってください。

⑦ 地方農政局等により申請が確認され、報告に不備があった場合は差し戻されます。差し戻されると、ホーム画面の「■未読のお知らせ」にメッセージが表示されますので、「2025」を押下してください。

対応が必要な銘柄が複数ある場合は、「2025」が複数表示されます。

肥料登録システム

ホーム 肥料業者 手続き

主要手続き

- 肥料を新規登録する
- 登録有効期間を更新する
- 登録肥料の原料・工程を変更する
- 登録肥料の工場・保管施設を変更する
- 肥料登録を失効する
- 指定混合肥料の新規届出をする
- 指定混合肥料について変更する

■未読のお知らせ

- 相談・申請の手続き
  - テスト
  - テスト追加
  - 農水省 担当者会議用
  - 補足テスト
- 生産数量・輸入数量報告提出
  - 2023

⑧ 「差し戻し理由」をご確認の上、「編集」を押下して修正していただき、再度③の操作から行ってください。

※各報告の状況を一覧で確認したい場合

ホーム画面の「手続き確認」から「生産数量・輸入数量報告提出」を選択してください。

「Status icon」欄で申請状況及び地方農政局等による受理状況を随時、一覧で確認できますので、表示に応じて下記①～④のとおり対応してください。

- ① 申請が受理された場合は、「完了」と表示されます。この状態になれば、当該銘柄の報告は終了です。
- ② 「差し戻し」となっている申請については、「差し戻し」を押下し、⑧の方法により修正してください。  
報告を削除する場合は、「差し戻し」を押下した後、⑧の画面において「取り下げ」を押下してください。
- ③ 「未送信」となっている申請については、④の操作が完了しておりませんので、「未送信」を押下し、申請を完了させてください。  
報告を送信せずに削除する場合は、「未送信」を押下した後、⑧の画面において「削除」を押下してください。
- ④ 「受理待ち」となっている申請については、地方農政局等による確認が完了しておりませんので、確認が完了し、表示が変わるまでお待ちください。

ホーム 肥料業者 手続き

■ 行政からのメッセージ

■ 失効届出未提出の肥料

■ システムで送信可能な手続き書類

- 【様式第1号】肥料登録申請書
- 【様式第2号】肥料仮登録申請書
- 【様式第3号】肥料登録(仮登録)有効期間更新申請書
- 【様式第4号】肥料登録(仮登録)事項変更届
- 【様式第5号】肥料登録(仮登録)事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証(仮登録証)の書替交付申請書
- 【様式第6号】相続(合併、分割)に基づく肥料登録証(仮登録証)の書替交付申請書
- 【様式第7号】肥料登録証(仮登録証)再交付申請書
- 【様式第8-1号】肥料名称変更に基づく登録証(仮登録証)書替交付申請書
- 【様式第8-2号】肥料登録(仮登録)失効届
- 【様式第8-3(イ)号】指定混合肥料生産業者(輸入業者)届出書
- 【様式第8-3(ロ)号】指定混合肥料生産業者(輸入業者)届出事項変更届
- 【様式第8-3(ハ)号】指定混合肥料生産(輸入)事業廃止届出書





新規生産	「完了」の場合 →①を参照してください。	Statusicon
編集		完了
編集	「差し戻し」の場合 →②を参照してください。	差し戻し
編集		完了
編集	「未送信」の場合 →③を参照してください。	完了
編集		未送信
編集	「受理待ち」の場合 →④を参照してください。	受理待ち

## (2) 入力項目

(1) ③において入力いただく項目は以下のとおりです。

### ① 受理状況

○レコードタイプ：

(1) ②で選択した「普通肥料の生産数量等の報告」又は「普通肥料の輸入数量等の報告（国内管理人の報告）」が表示されますので、選択が誤っていないかご確認ください。

### ② 情報

○報告年：

2025 を選択してください。

### ③ 業者情報

○肥料業者：

虫眼鏡マークをクリックし、肥料業者（ご自身の業者名）を選択してください。

### ④ 肥料情報

○肥料の名称（登録肥料）/指定混合肥料の名称：

虫眼鏡マークをクリックし、報告する肥料を選択してください。

その際、登録肥料か指定混合肥料のいずれか一方のみ選択してください。どちらも選択している場合、エラーが表示され保存できません。

この報告の対象は、農林水産大臣への登録及び届出に係る普通肥料となりますので、都道府県知事への登録及び届出に係る肥料を誤って選択することのないようにしてください。

### ⑤-1 生産情報（(1) ②において「普通肥料の生産数量等の報告」を選択した場合）

○生産数量(t) :

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に生産した肥料の数量を銘柄ごとに入力してください(輸出用、肥料以外の工業用及び飼料用に生産した数量は除いてください)。

また、入力する数量はトン単位の整数とし、100キログラムの位を四捨五入してください。なお、100キログラムの位を四捨五入しても1トン未満になる場合は、1トンと入力してください(四捨五入の処理については、「輸入数量(t)」、「販売数量」及び「原料用(t)」の場合も同様です。)

なお、汚泥肥料を生産して、「産業廃棄物」として処理した場合は、生産数量に計上しないで下さい。

○事業場 :

虫眼鏡マークをクリックし、事業場を選択してください。

⑤-2 輸入情報 ( (1) ②において「普通肥料の輸入数量等の報告(国内管理人の報告)」を選択した場合)

○輸入数量(t) :

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に輸入した肥料の数量を銘柄ごと及び輸入国ごとに入力してください(肥料以外の工業用及び飼料用に輸入した数量は除いてください。)

⑥ 払出量(t)

○販売数量 :

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に、販売した数量を入力してください(輸出用、肥料以外の工業用及び飼料用に販売した数量は除いてください。)

○原料用(t) :

販売数量のうち、他の肥料の原料用として、他の生産業者等(経済連等を経由した場合を含む。)に販売した数量を入力してください(自社内で他の肥料の原料とした数量は除いてください。)

⑦ 原材料等コード

○硝抑材入り :

硝酸化成を抑制する材料(例:ジシアンジアミド等)を使用して生産した肥料である場合には「1:硝抑材使用」を選択し、使用していない肥料である場合には「0:硝抑材の使用なし」を選択してください。

○堆肥等原料 :

原料として「堆肥」又は「動物の排せつ物」(特殊肥料)を使用して生産した肥料である場合には「1:「堆肥」又は「動物の排せつ物」を使用を、その他の有機質の原料を使用して生産した肥料である場合には「2:その他の有機質の原料を使用を」、「1」と「2」の両方に当てはまる場合には「3:1と2の両方に当てはまる」を選択してください。なお、これらに該当しな

い場合（堆肥、動物の排せつ物その他の有機質の原料を使用していない場合）には「0：有機質原料の使用なし」を選択してください。

○農薬入り：

農薬を使用して生産した肥料である場合には「1：農薬使用」を選択し、使用していない肥料である場合には「0：農薬の使用なし」を選択してください。

⑧ 輸入国情報（（1）②において「普通肥料の輸入数量等の報告（国内管理人の報告）」を選択した場合）

○輸入国：

肥料を生産した国（原産国）を選択してください。原産国が不明な場合は、輸入先国を選択してください。

3 肥料の生産・輸入等の実績がない銘柄について

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に、肥料の生産、輸入及び販売の実績がない銘柄は報告不要ですので、入力しないでください。

全ての銘柄について生産、輸入及び販売の実績がない場合には、その旨をe肥料ではなく文書等により、次のⅡの1の連絡先へ報告してください。

## Ⅱ 問合せ先

1 本報告に関する問合せ先

本報告に関する問合せは、別途本報告について令和8年1月にご案内をお送りした地方農政局等にご連絡ください。

2 e肥料に関する問合せ先

e肥料に関する問合せは、以下のフォームよりご送信ください。

(連絡先)

e肥料（肥料情報システム）に関するお問い合わせフォーム

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouan/system/200715.html>

## Ⅲ ご要望・ご意見の送信先

普通肥料生産数量・輸入数量等報告に関するご要望やご意見がございましたら、下記連絡先に電子メールにてお寄せください（双方の連絡先に送信をお願いいたします）。なお、問合せにつきましてはⅡの問合せ先にご連絡をお願いいたします。

(連絡先)

大臣官房広報評価課 ([chousa\\_goiken@maff.go.jp](mailto:chousa_goiken@maff.go.jp)) 及び消費・安全局農産安全管理課 ([nouan\\_hiryo@maff.go.jp](mailto:nouan_hiryo@maff.go.jp))